

佐賀県暴力団排除条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年十月四日

佐賀県知事 古川 康

佐賀県条例第四十六号

佐賀県暴力団排除条例の一部を改正する条例

佐賀県暴力団排除条例（平成二十三年佐賀県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第八号中「第三十二条の二第一項」を「第三十二条の三第一項」に改める。

附 則

この条例は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第五十三号）の施行の日から施行する。

佐賀県暴力団排除条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 七 略</p> <p>八 関係機関等 法第三十二条の三第一項の規定により公安委員会から佐賀県暴力団追放運動推進センターとして指定されている者、佐賀県弁護士会その他の暴力団を排除するための活動を行う機関又は団体をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 七 略</p> <p>八 関係機関等 法第三十二条の二第一項の規定により公安委員会から佐賀県暴力団追放運動推進センターとして指定されている者、佐賀県弁護士会その他の暴力団を排除するための活動を行う機関又は団体をいう。</p>